

## 議会運営委員会視察研修報告

○日 時 令和2年2月4日（火）～2月5日（水）

○研修先 ・長野県 塩尻市【議会改革と議会活性化について】

・長野県 宮田村【議会改革と議会活性化について】

議会運営委員会では、今後、議会改革を推進し、議会の活性化を図るため先進事例の視察を実施した。今回は、特に市民からの意見交換の場を今まで以上に充実したものとするため、「議会報告会」について重点を置き研修を実施した。

### ○長野県 塩尻市

人口 67,066 人 面積 290.18 km<sup>2</sup> 議員定数 18 人（会派制による議会運営）

江戸時代から、中山道や北国西街道の宿場町として栄え、現在はワイナリーも多く、第三次産業が 58.7%を示している。

#### 議会報告会

平成 23 年から毎年 1 回 3 カ所～10 カ所で実施していた。昼間に開催したり託児所を設けたりもしたが参加者数は伸びなかった。平成 29 年度は市内にある高校 3 校の生徒と意見交換を実施。選挙権が 18 歳に引き下げられたこともあり、生徒や先生からはとても喜ばれたとのことであった。

近年は、参加者が減少傾向にあることから、ワークショップを取り入れたり、報告会のテーマを地域課題による意見交換にしたりするなど、改善を図っていた。

議会報告会で出された意見は担当班別に仕分けし、当局向けの意見等については専用様式を用いて当局へ報告している。当局は対応状況等を議会へ返送し、議会としては区長を通じて地区へ回答している。高校生と実施した意見交換会で出された意見等については、議員個々が吸収し議会活動へ生かすものとしている。

#### 議会基本条例

塩尻市議会では、「議会基本条例推進委員会（現在は議運委員が兼務）」を立ち上げ、推進委員会が 3 つの部会（議会改革政策部会、広報部会、交流部会）と連携を図ることで、議会基本条例の推進体制を構築している。なお、議会基本条例は制定後から 3 度改正（軽微な改正含む）されており、見直し規定も明記されている。

## ○長野県 宮田村

人口 9,051 人 面積 54.50 km<sup>2</sup> 議員定数 12 人

長野県南部、駒ヶ岳のふもとに位置し、山林が 70% を占める。古くから伊那街道の要衝として栄えてきた。1954 年に合併により駒ヶ根市となったが、住民の強い思いから 1956 年に分市を実現し「宮田村」として再出発する。

### 議員と語ろう会

議会報告会は実施しておらず、特定の団体と意見交換する「議員と語ろう会」を実施。商工会や区長会、子育てグループ、役場職員（係長職）等と意見交換を実施。

議会側からだけでなく、住民側から要請があった場合にも対応している。また、気軽に立ち寄って意見を聞くことができるよう、村が開催する文化祭において、議会のブースを設けていた。

### 宮田村むらづくり基本条例

議会だけのルールづくり（議会基本条例）ではなく、持続可能なむらづくりのため、議会・行政・住民の 3 者が協働でむらづくりの基本的なルールを定めるべきとし、村長に申し入れたことで、3 者協働型条例「宮田村むらづくり基本条例」が制定された。この条例にあわせて議会に関するすべての法令を議員自ら見直し、改善を続けている。

## ○考察

議会報告会については、両議会ともワークショップを取り入れたり、意見交換のテーマを工夫したりするなど参加者を増やす工夫がされていた。当市議会においても議会報告会を 11 回重ねてきたが、見直しの時期を迎えているかと思う。今秋の議会報告会においてはこれまでの反省を踏まえた上で、今回の視察が活かされる議会報告会としたい。



研修会の様子